

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

こどもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち

本市では、すべての市民が将来にわたって不安を感じることなく子育てできる環境をつくり、未来に生きるこどもが明るく夢や希望を持つことができるまちづくりに取り組むため、こどもが健やかに生まれ育つ環境の整備推進のための「次世代育成支援行動計画」と、幼児期の学校教育・保育の確保方策等について定める「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定し、子ども・子育て分野の事業拡充を図ってきました。

そうした中、未来の社会を担うすべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体でこども施策を総合的に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和5年4月に施行されました。

一方で、本市の子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化の進展や地域のつながりのさらなる希薄化などによりめまぐるしく変化しており、身近な地域で支え合える相手が少なくなるなど、子育てに対する負担感の増加や孤立化が懸念されています。

そのため、妊娠期から出産、子育てに至るライフステージに合わせた切れ目のない包括的な支援が求められています。

2期10年にわたり推進してきた「袖ヶ浦市子育て応援プラン」の取組について、基本的な視点を踏まえ、施策の推進に継続性を持たせるとともに、多様化するニーズに対応する施策に取り組むため、「子育て応援プラン(第3期)」の基本理念については、第2期に引き続き「こどもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち」とします。

「家庭」「地域」「行政」の三者が協働しながら、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深めて支援し、これまでの取組を発展させることによって、こどもの健やかな育ちと、すべての家庭が喜びや生きがいを感じながら、安全に、安心して子育てができるまちを目指します。

第2節 計画推進のための基本的視点

本市では、これまで様々な視点から、子ども・子育て支援事業分野における施策の推進を図ってきました。本計画においても、次の基本的視点に立ち、基本理念の実現に努めるものとします。

(1) 妊娠期・出産・子育てに関わる切れ目のない支援の視点

核家族化の進展、共働き家庭の増加、コロナ禍の影響による人や地域のつながりのさらなる希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化している中、子育てに関わるライフステージの各場面において様々な支援が求められています。

誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援に結びつけることにより、家庭や子どもを持ちたいというすべての人々の希望を実現できる社会を目指します。

(2) 「誰一人取り残さない」社会を実現する視点

こどもの乳児期、幼児期、学童期といった発達段階や、一人ひとりの個性を踏まえ、個々の発達に合わせた適切で質の高い子育て支援サービスを確保し、すべてのこどもが当事者として持続可能な社会に参画できる社会、こどもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、こどもの困難には、障がい、疾病、虐待、貧困、言語など様々な要因が複合的に重なっていることから、社会的支援を必要とするこどもや家庭を確実に把握し、自立支援の観点も踏まえた適切な支援に結びつける、こどもの健やかな育ちを等しく保障する社会を目指します。

(3) 地域全体で支える視点

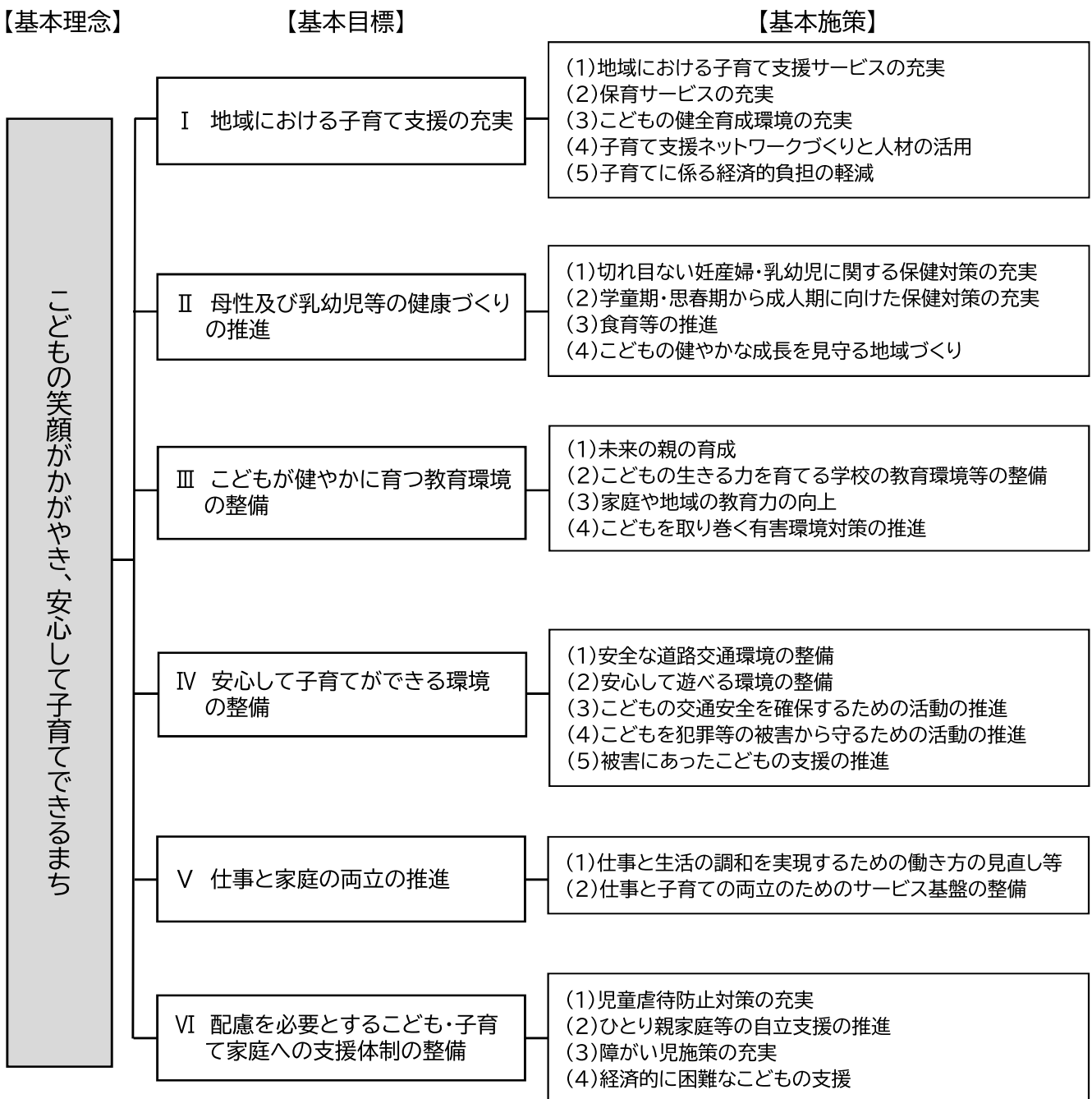
保護者が、子育てについて責任を有していることを前提としつつ、市が子ども・子育て支援の質と量を充実させるとともに、家庭、保育所(園)等、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心を深め、それぞれの役割を果たすことができる社会を目指します。

また、育児休業及び短時間勤務の取得など、子育て支援に係る職場環境づくりを促進し、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を図ることができる社会を目指します。

第3節 施策体系

基本的視点のもと、基本理念に掲げるまちの実現に向け、次の施策体系により、計画を推進します。計画の推進にあたっては、これまでの施策・事業の取組や市民ニーズ等を踏まえ、施策の追加や強化(事業の充実)を行うことで、計画を推進し、指標等の改善につなげていきます。

計画の施策体系



第4節 指標の設定

本計画を推進するに当たっては、利用者の視点に立った点検・評価を行うため、年1回のペースで実施する「子育てアンケート」によって市民意識の経年的な測定を行うことを踏まえ、次のとおり基本目標ごとの成果指標(アウトカム)を設定します。

基本目標	成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
I 地域における子育て支援の充実	保育施設における待機児童数(国基準)	0人	0人
	子育てを楽しんでいることの方が多い人の割合	62.2%	65%以上
	子育てに関して身近で気軽に相談できる人がいる割合	90.7%	現状値以上
	保育所や学校等以外で、子ども同士の交流や他世代との交流の機会が持っていると感じる割合	56.8%	60%以上
II 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進	妊娠や出産、出産後の経過を振り返って、子どもを産み育てやすいと感じる割合	61.8%	70%以上
	子どもが健康的な食生活を身に付けていると感じる割合	73.3%	78%以上
III 子どもが健やかに育つ教育環境の整備	子どもが主体的に生きていくための力を育む教育環境があると感じる割合	51.5%	60%以上
	子どもが自然・社会・文化体験をしやすい環境だと感じる割合	64.0%	65%以上
IV 安心して子育てができる環境の整備	地域において子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合	40.8%	現状値以上
	道路、公園、遊び場、交通機関、公共的建物等が安全で使いやすいと感じる割合	53.4%	56%以上
V 仕事と家庭の両立の推進	仕事と生活の両立が図られていると感じる割合	59.8%	65%以上
	保育施設における待機児童数(国基準)(再掲)	0人	0人
VI 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備	児童虐待の防止など、子どもを地域全体で見守る取組が進んでいると感じる割合	27.4%	34%以上
	障がい児を受け入れている保育所(園)、認定子ども園、放課後児童クラブの数	20か所 (R5実績)	現状値以上

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 地域における子育て支援の充実

子育ては、家庭だけの問題ではなく、地域全体で支え、見守ることが重要です。

保護者が、子育てについて責任を有していることを前提としつつ、様々な支援を受け、安心して子育てができるよう、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

また、子育てについて負担や不安、孤立感を感じている子育て家庭が、必要な情報提供や適切な相談支援等が受けられるよう、子育て支援のネットワークづくりを推進します。

〔基本施策〕

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

子育て支援センターをはじめとして、気軽に相談ができる体制を強化するとともに、子育て支援アプリを活用するなど、必要な子育て支援サービスの情報提供に努めます。

また、一時預かりや病児・病後児保育事業等、地域における子育て支援サービスの更なる拡充に取り組むとともに、国の改正に合わせ「こども誰でも通園制度」への対応を進めます。

(2) 保育サービスの充実

こどもと子育て家庭が安心して保育サービスを利用することができるよう、保育所(園)等の整備をはじめ、地域型保育事業、延長保育・障がい児保育の充実を図ります。

あわせて、保育の質の向上のため、保育士の外部研修の充実や、保育所(園)内における自主研修の実施等による人材育成に努めます。

(3) こどもの健全育成環境の充実

放課後や週末等に、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを進めるとともに、小中学生の自然体験、総合型地域スポーツクラブ等、多様な体験活動の場や学習機会を提供して、児童の健全育成に取り組めます。

(4) 子育て支援ネットワークづくりと人材の活用

地域における子育て支援ネットワークの形成を促進し、各種の子ども・子育て支援が、利用者に十分認知されるよう、多様な情報提供に努めます。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育て支援を行っているボランティア・NPOとの連携を図り、子育て支援の担い手となる人材の確保、活用を図ります。

(5) 子育てに係る経済的負担の軽減

ひとり親世帯をはじめ、経済的な負担や不安を抱える多くの子育て家庭に対応するため、妊婦のための支援給付、高校生までの子どもの医療費助成や幼児教育・保育の無償化の実施等により、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

◆**具体的事業**◆ ★は子ども・子育て支援事業計画、【新規】・【一部新規】は本計画より新たに位置づけられた事業

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
I-1	★子育て世代包括支援事業	妊娠期から子育てまで切れ目のない一体的かつ継続的な相談・支援業務を担うこども家庭センターを運営します。	子育て支援課	(1)
I-2	★地域子育て支援拠点事業	出産から育児まで、子育てに関する情報提供や専門職による相談対応・助言を行うとともに、各種講座やイベントを開催することで、親子同士が交流を図ることのできる地域子育て支援センターを運営又は助成します。	保育幼稚園課	(1)
I-3	★産前産後ヘルパー派遣事業	家族等から十分な家事・育児などの援助が受けられない母親が安心して子育てできるよう産前産後において有償のヘルパー派遣サービスを提供します。	子育て支援課	(1)
I-4	★ファミリー・サポート・センター事業	育児援助の希望者と援助提供希望者が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するファミリー・サポート・センターを運営します。	子育て支援課	(1) (4)
I-5	★子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に児童養護施設において一定期間、養育・保護を行います。	子育て支援課	(1)
I-6	★病後児保育	病気やけがなどの回復期にあり集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病後児保育を実施します。	保育幼稚園課	(1)
I-7	★病児保育	病気の回復期に至っておらず集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病児保育を実施します。	保育幼稚園課	(1)
I-8	★一時預かり事業等	保護者の急な疾病などの理由で一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所(園)において保育を行います。	保育幼稚園課	(1)
I-9	★こども誰でも通園制度【新規】	満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間まで保育を提供します。	保育幼稚園課	(1)
I-10	★放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びと生活の場を提供するため、民設放課後児童クラブへの助成と公設の放課後児童クラブの運営を行います。	子育て支援課	(1) (3)
I-11	★放課後児童クラブの環境改善	児童数や申込数の動向を見据えながら、放課後児童クラブの新規整備を推進します。	子育て支援課	(1) (3)
I-12	子育て支援アプリの活用・その他子育て情報の充実【一部新規】	子育て支援アプリを活用し、子育て情報を発信するとともに、子育て関係手続の利便性向上を図ります。また、「すくすく子育てぶっく」の配布により紙媒体及び電子書籍での情報提供を行います。	子育て支援課 健康推進課	(1) (4)

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
I-13	各種相談	家庭児童相談、母子・父子自立支援相談、保育所(園)巡回相談、利用者支援事業(★)、教育相談、訪問相談、医療機関と連携した教育相談、就学相談、県立楨の実特別支援学校教諭巡回相談(幼稚園、保育所)、療育や障害福祉に関する相談支援を実施します。	子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課 総合教育センター 障がい者支援課	(1)
I-14	★通常保育	就労等の理由により、保護者自らが保育することが困難な場合に、保護者に代わって保育します。	保育幼稚園課	(2)
I-15	★延長保育	保護者の多様な就労形態に応えるため、通常の開所時間を超えて保育します。	保育幼稚園課	(2)
I-16	障がい児保育	児童の健全な発達を支援するため、障がいを持っているものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。	保育幼稚園課	(2)
I-17	★私立保育園施設の支援	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など特別な保育サービスを提供する私立保育施設を支援します。	保育幼稚園課	(2)
I-18	★保育士等の資質・専門性の向上・保育基盤の強化	保育協議会を活用した保育士の研修の充実、保育所(園)における専門的な人材の育成に努めます。	保育幼稚園課	(2)
I-19	入所待ち補助金事業	保育施設への入所を希望しているものの、入所待ちとなっている児童がやむを得ず一時預かりや認可外保育施設を利用する場合に、その保護者を支援します。	保育幼稚園課	(2)
I-20	★待機児童対策のための保育所等の整備	待機児童対策のため、事業者による施設整備を推進します。	子育て支援課	(2)
I-21	★待機児童対策のための地域型保育事業の推進	待機児童対策のため、事業者による地域型保育事業を推進します。	子育て支援課	(2)
I-22	★保育所(園)の園庭開放	自宅で保育している親子のため園庭を開放し、地域のこども同士のみれあいと交流の場を提供します。	保育幼稚園課	(3)
I-23	地域世代間交流事業	地域における世代間交流活動を実施し、児童と地域の高齢者との交流を図ります。	保育幼稚園課	(3)
I-24	子どもの遊び場の適正管理等	市内の子どもの遊び場の適正な維持管理に努め、子どもの遊びの場の確保を行います。	子育て支援課	(3)
I-25	放課後子ども教室推進事業	放課後の学校施設を活用し、こどもの安全・安心な活動場所を提供するとともに、異学年活動、地域住民との世代間交流などを実施します。	生涯学習課	(3)
I-26	青少年教育推進事業	青少年育成団体への支援や講座等の実施により、児童等を対象に自然体験や社会体験などの機会を提供します。	生涯学習課 各交流センター	(3)
I-27	青少年健全育成団体への支援	地域の青少年健全育成団体を支援し、地域全体でこどもを育む活動を推進します。	生涯学習課 各交流センター	(3)
I-28	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	市内5地区の総合型地域スポーツクラブの活性化を図るため、連絡協議会の運営、スポーツイベントの実施・クラブマネージャーの育成を行います。	スポーツ振興課	(3)

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
I-29	地域子育て支援ネットワークの推進	子育てに係る庁内担当部課、相談機関、保育所(園)、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館等の実施機関、子育てボランティア・NPO等との連携強化、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 保育幼稚園課	(4)
I-30	子育て支援ボランティア・NPOへの支援	地域で子育て支援を行っているボランティア・NPOへの支援、子育てイベントの後援等を実施します。	子育て支援課 保育幼稚園課	(4)
I-31	子どもを育む学校・家庭・地域連携事業	学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。	学校教育課	(4)
I-32	青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議	学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成を図る体制づくりを推進するため、青少年育成袖ヶ浦市民会議とその下部組織の地区住民会議を支援します。	生涯学習課 各交流センター	(4)
I-33	地域福祉活動団体支援事業	地域コミュニティの形成を目的として、地域のこども、その保護者及び地域住民等が食事を取りながら相互に交流を行う場を提供する市民活動団体等を支援します。	地域福祉課	(4)
I-34	妊婦のための支援給付・★妊婦等包括相談支援事業【新規】	妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から、保健師等の専門職による面談等による「伴走型相談支援」と、妊娠届出時等に「妊婦のための支援給付」を一体的に実施します。	子育て支援課	(5)
I-35	高校生までの子どもの医療費助成	こどもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、高校3年生相当年齢までの医療費、調剤費等の一部を助成します。	子育て支援課	(5)
I-36	幼児教育・保育の無償化	幼稚園や保育施設などに通う3歳以上の児童の保育料を無償とします。また、3歳未満で保育を必要とする住民税非課税世帯の児童の利用料についても無償とします。	保育幼稚園課 学校教育課	(5)

基本目標Ⅱ 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進

安心してこどもを産み、育てられるまちづくりを進めるため、母子の健康の確保及び増進に向けた取組を進めることが重要です。

母親が妊娠期を健やかに過ごすとともに、安心して出産に臨み、子育てができるよう、こども家庭センターを中心に、保険、医療、福祉、教育等の各分野と連携し、切れ目のない一体的かつ継続的な相談・支援体制を構築します。

また、未来の親となるこどもたちの将来に向けて生命(いのち)の大切さを理解できる機会を設けるとともに、母子の疾病予防や、健康な生活習慣の確立に向けた食育の推進等を図ります。

〔基本施策〕

(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

妊娠期から出産、子育てまで、各ライフステージに関する情報発信に努めるとともに、相談体制を充実させ、必要な支援へと結びつけます。

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

未来の親となるこどもたちの将来に向け、心身の健康や性に関する正しい知識の普及や、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止等に取り組めます。

(3) 食育等の推進

乳幼児から望ましい食習慣を定着させ、家庭で健全な食生活が営むことができるよう支援の充実に努めます。

また、生活習慣病の発症予防・重症化予防に関する知識の普及啓発に取り組めます。

(4) こどもの健やかな成長を見守る地域づくり

地域全体がこどもの成長を見守り、支える機運を醸成するため、日常の活動を通じて関係機関の相互連携の強化と地域ネットワークの構築を図ります。

◆具体的事業◆

★は子ども・子育て支援事業計画、【新規】・【一部新規】は本計画より新たに位置づけられた事業

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
Ⅱ-1	母子保健に関する各種相談・教室	乳幼児期の生活習慣(保健・歯科・栄養)について相談や教室で指導を行うとともに、発達段階に応じた事故防止方法について情報提供を行います。	健康推進課	(1)
Ⅱ-2	★妊婦・乳児健康診査	安心して妊娠・出産できるよう妊婦一般健康診査受診券を母子手帳交付時に交付するとともに、ハイリスク妊婦等への支援を強化します。	子育て支援課	(1)

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
Ⅱ-3	妊産婦・新生児訪問指導	正常な妊娠・出産を迎えるための妊婦の保健指導を実施します。また、産婦及び新生児の健康や育児支援を行います。	子育て支援課	(1)
Ⅱ-4	★産後ケア事業	産後における心身の不調や育児への不安等の解消のため、母親と赤ちゃんを対象に、乳房ケアや授乳指導、心身のケアなどの支援を実施します。	子育て支援課	(1)
Ⅱ-5	歯科疾患予防事業	う蝕予防のためのフッ化物応用、歯科保健指導等口腔保健の推進に資する歯科疾患予防に関する取組を実施します。	健康推進課	(1)
Ⅱ-6	幼児健康診査	幼児期の発達の節目に健康診査を実施し、栄養・歯科保健の相談を受けています。 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査 ・2歳児歯科健康診査	健康推進課	(1)
Ⅱ-7	予防接種事業	感染症を予防するため、接種勧奨を実施するとともに、安心して予防接種が受けられるよう情報提供や相談・指導を行います。	健康推進課	(1)
Ⅱ-8	性に関する正しい知識の啓発・指導	望まれぬ妊娠の減少、性感染症予防等、性に関する正しい知識の啓発・指導を行います。	学校教育課	(2)
Ⅱ-9	未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等	学校での普及啓発、健康教育、講習会を実施します。	学校教育課	(2)
Ⅱ-10	乳幼児の生活習慣の確立への支援強化	健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいけるよう、乳幼児期の生活習慣確立に向けた支援を強化します。	健康推進課 保育幼稚園課	(3)
I-1 (再掲)	★子育て世代包括支援事業	地域のすべての妊産婦、子育て世帯に対して、妊娠から子育てまで切れ目のない一体的かつ継続的な相談・支援業務を担うこども家庭センターを運営します。	子育て支援課	(1)
I-12 (再掲)	子育て支援アプリの活用・その他子育て情報の充実【一部新規】	子育て支援アプリを活用し、子育て情報を発信するとともに、子育て関係手続の利便性向上を図ります。また、「すくすく子育てぶっく」の配布により紙媒体及び電子書籍での情報提供を行います。	子育て支援課 健康推進課	(1)
I-29 (再掲)	地域子育て支援ネットワークの推進	子育てに係る庁内担当部課、相談機関、保育所(園)、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館等の実施機関、子育てボランティア・NPO等との連携強化、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 保育幼稚園課	(4)

基本目標Ⅲ こどもが健やかに育つ教育環境の整備

次代を担うこどもが明るい未来を思い描きながら考え、多様な人々とのかかわりあいを通じて共に学び、思いやりの心を育むことで自らの可能性を広く伸ばすことのできる力を育てる教育環境整備に取り組みます。

また、こどもを取り巻く環境が目まぐるしく変化する時代においては、一人一人が主体的に判断し、行動できる力を育成する環境づくりを推進し、教育力の向上を目指します。

〔基本施策〕

(1) 未来の親の育成

こどもは未来の親になるという認識のもと、豊かな人間性の形成や、自立した家庭を築く糧となる、思いやりの心と、共に生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を推進します。

(2) こどもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備

外国語教育、情報教育、読書教育、多様な体験活動を引き続き推進するとともに、スクールカウンセラー等の配置により思春期に多い悩みごとへの相談対応に取り組みます。

また、学校評議員制度や学校評価の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、地域に根ざした開かれた学校づくりを進めます。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域の役割や責任についてそれぞれが自覚し、地域全体で教育に取り組む体制を整えることにより、地域の教育力の向上を図ります。

(4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

各種メディア等への過度な依存による弊害について啓発するとともに、情報モラルに関する指導を推進します。

◆具体的事業◆

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
Ⅲ-1	家庭教育総合推進事業	各交流センターにおいて家庭教育学級を開催し、家庭における教育力の向上を図ります。また、家庭教育及び子育てに関する施策の充実と情報の共有を図るため、家庭教育推進協議会を開催します。	生涯学習課 各交流センター	(1) (3)
Ⅲ-2	福祉教育	思いやりの心と、共に生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を実施します。	学校教育課	(1) (3)

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
Ⅲ-3	外国語教育支援事業	外国語指導助手の派遣により、外国語(英語)によるコミュニケーションの機会を児童生徒に確保し、外国語教育の充実を図ります。	総合教育センター	(2)
Ⅲ-4	情報教育推進事業、 学校ICT教育支援事業	児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るため、学校のICT環境整備を行い、教科横断的に学習活動の充実に取り組みます。 また、情報モラルに関する指導を実施します。	学校教育課 総合教育センター	(2) (4)
Ⅲ-5	読書教育推進事業、 学校図書館支援センター運営事業	学校司書を各校に配置するとともに、学校図書館について、読書支援センター、学習情報センターとしての機能向上を図り、調べ学習への取組など、読書教育の充実に努めます。	学校教育課 総合教育センター	(2)
Ⅲ-6	学校音楽鑑賞教室の 開催	市内小中学校で演奏会を開催することにより、優れた音楽鑑賞の機会を提供し、音楽に対する豊かな感性を育みます。	生涯学習課	(2)
Ⅲ-7	中学校体験活動推進 事業	自然の中での困難体験や生活体験を通じて、感動する心や協調性、思いやり、自主性・忍耐力を培い、心豊かでたくましい生徒を育成します。	学校教育課	(2)
Ⅲ-8	小中学校基礎学力向 上支援教員配置事業	個人差の大きい計算の技能など個々に対応した支援を行うため、各校に市から小中学校基礎学力向上支援教員を配置します。	学校教育課	(2)
Ⅲ-9	心の相談事業	生徒の身近な相談相手として、心の相談員を中学校に配置します。	学校教育課	(2)
Ⅲ-10	スクールカウンセラ ー活用事業	一人ひとりに寄り添った教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラーを配置します。	学校教育課	(2)
Ⅲ-11	学校評議員制度推進	地域に開かれた学校推進のため、学校評議員制度を市内全校で実施します。	学校教育課	(2)
Ⅲ-12	ブックスタート事業	親子の絆を深め、こどもの心の健やかな発達を支援するため、0歳児を対象にブックスタートパックを配付します。	中央図書館	(3)
Ⅲ-13	すきすき絵本タイム 事業	0歳からの乳幼児と保護者を対象に、ボランティアが個別に絵本の読み聞かせを行います。	中央図書館	(3)
Ⅲ-14	ねがたオープンキャンパス(ねこまる)	地域の若者たちが仲間づくりをするとともに、地域の方々の協力を得て、根形小学校の児童を対象とした夏休みの学習支援、体験活動を行うなど、多世代交流を図ります。	根形交流センター	(3)
I-31 (再掲)	子どもを育む学校・ 家庭・地域連携事業	学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。	学校教育課	(3)

基本目標Ⅳ 安心して子育てができる環境の整備

次代を担うこどもを含め、すべての市民が安心して暮らすことができるまちづくりが重要です。地域において安心して子育てができるよう、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、こどもやその家族等が安心して遊ぶことができる場所づくりを進めます。

また、地域住民、関係機関等が連携して、こどもを交通事故や犯罪等の被害から守るとともに、被害に遭ったこどもの支援を推進します。

〔基本施策〕

(1) 安全な道路交通環境の整備

通学路における道路改良工事及び交通安全対策工事を推進し、安全な道路交通環境の実現を図ります。

(2) 安心して遊べる環境の整備

こどもやその家族等が安全な環境で安心して遊ぶことのできる公園や遊び場等の整備に努めるとともに、屋内の遊び場、居場所の確保について取り組みます。

(3) こどもの交通安全を確保するための活動の推進

保育所(園)、幼稚園、小中学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教育指導、交通安全啓発活動に取り組み、総合的な交通事故防止対策を推進します。

(4) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

市、学校、警察等の関係機関や、防犯ボランティア団体が、情報を共有した上で、連携して防犯活動等に取り組みます。また、災害等からこどもを守るために、保育所(園)・幼稚園・学校等において定期的な避難訓練等を実施します。

(5) 被害にあったこどもの支援の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けたこどもについて、学校等の関係機関と連携し、カウンセリングや保護者に対する助言など、きめ細かな支援を実施します。

第4章 施策の展開

◆具体的事業◆

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
IV-1	安全な道路交通環境の整備	通学路において、道路改良工事及び交通安全対策工事を実施し、安全、安心な歩行空間を整備します。	土木建設課	(1) (3)
IV-2	都市公園の整備	都市公園の適切な維持管理の実施により、良好な環境整備に努め、犯罪の防止を図ります。	都市整備課	(2)
IV-3	多様な居場所の確保【新規】	市内の子どもが安心して過ごせる多様な居場所、遊び場について、既存施設の活用も含め、確保を図ります。	子育て支援課 各交流センター 中央図書館	(2)
IV-4	交通安全教育指導事業	幼児、小・中学生に正しい交通ルールとマナーが身につくよう交通安全教室を実施します。	防災安全課	(3)
IV-5	交通安全啓発事業	警察や交通安全連絡協議会、木更津地区安全運転管理者協議会等関係団体と連携し、交通安全啓発活動を実施します。	防災安全課	(3)
IV-6	交通・防犯ボランティア等への支援と各種パトロールの実施	交通・防犯ボランティア等へ講習会等を開催し、知識の習得による人材の育成と組織活動を支援し、交通安全パトロールや防犯パトロールを実施します。	防災安全課	(4)
IV-7	各種パトロール(学校関連)	専門的な見地から学校の安全を支援するとともに、地域安全パトロール、学校安全パトロール等を実施します。	学校教育課 総合教育センター	(4)
IV-8	不審者情報の提供	不審者情報を市内子育て関係機関等に提供します。	学校教育課 保育幼稚園課	(4)
IV-9	子ども110番連絡所	緊急避難場所の確保のため、市内公共施設、商店、住宅等に「子ども110番連絡所」の設置拡大を図ります。	学校教育課	(4)
IV-10	小中学生への携帯型防犯ブザーの購入補助	小中学生のいる家庭の携帯型防犯ブザー購入に対して補助を行います。	学校教育課	(4)
IV-11	各種防犯講習・啓発	不審者対応訓練及びスクールサポーターによる防犯教室等を実施します。警察と連携して、小中学校等で防犯講習会を実施します。安全マップを活用します。	総合教育センター 防災安全課	(4)
IV-12	自主防災活動	保育所(園)、幼稚園、小中学校等において、各種防災マニュアルを策定し、避難訓練等を定期的実施します。	学校教育課 保育幼稚園課	(4)
IV-13	被害にあった子どもに対する相談体制の強化	犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった子どもの心のケア、保護者のカウンセリング等につき、関係機関と連携し立ち直りを支援します。	子育て支援課	(5)
I-24 (再掲)	子どもの遊び場の適正管理等	市内の子どもの遊び場の適正な維持管理に努め、子どもの遊びの場の確保を行います。	子育て支援課	(2)
Ⅲ-9 (再掲)	心の相談事業	生徒の身近な相談相手として、心の相談員を中学校に配置します。	学校教育課	(5)
Ⅲ-10 (再掲)	スクールカウンセラー活用事業	一人ひとりに寄り添った教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラーを配置します。	学校教育課	(5)

基本目標Ⅴ 仕事と家庭の両立の推進

核家族化が進行し、共働き世帯が増加する中で、保護者が仕事をしながら充実した子育てをするためには、育児休業制度等の多様な勤務体制、働き方改革を含めた職場の意識改革等が必要であるとともに、子育て家庭がライフスタイルにあった保育サービス等を選択し、利用できることが重要です。

このため、事業主や地域住民へ向けて広報・啓発に取り組むとともに、多様な働き方に対応した保育サービス基盤の充実を図ります。

〔基本施策〕

（１）仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等

働き方改革や育児休業等の取得に係る情報提供や啓発活動を行うことと併せて、企業や事業主に対してワーク・ライフ・バランスに関する法律や制度、優良事例等に関する情報提供を行います。

また、男性の子育てや介護の参画を促進するための講座等を開催して意識啓発を図ります。

（２）仕事と子育ての両立のためのサービス基盤の整備

様々な保育サービスや放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業など、多様な働き方に対応した子育て支援サービスの充実を図ります。

第4章 施策の展開

◆具体的事業◆

★は子ども・子育て支援事業計画、【新規】・【一部新規】は本計画より新たに位置づけられた事業

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
V-1	ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた啓発活動	働き方の見直しや育児休業等の取得率向上に向けて、情報提供や啓発活動を行います。企業や雇用主に対し、法律や制度、優良事例等に関する情報提供を行います。	市民協働推進課 商工観光課	(1)
V-2	男性の子育て・介護の参画促進	男女が共に育児や介護をしながら働き続けることができるよう、男性の家庭生活への参画を促進するため、講座等を開催して意識啓発を図ります。	市民協働推進課	(1)
V-3	袖ヶ浦市役所の特定事業主行動計画の運用	特定事業主行動計画に基づき、仕事と家庭を両立する職場環境の整備を推進します。	職員課	(1)
I-4 (再掲)	★ファミリー・サポート・センター事業	育児援助の希望者と援助提供希望者が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するファミリー・サポート・センターを運営します。	子育て支援課	(2)
I-6 (再掲)	★病後児保育	病気やけがなどの回復期にあり集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病後児保育を実施します。	保育幼稚園課	(2)
I-7 (再掲)	★病児保育	病気の回復期に至っておらず集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病児保育を実施します。	保育幼稚園課	(2)
I-8 (再掲)	★一時預かり事業等	保護者の急な疾病などの理由で一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所(園)において保育を行います。	保育幼稚園課	(2)
I-9 (再掲)	★こども誰でも通園制度【新規】	満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間まで保育を提供します。	保育幼稚園課	(2)
I-10 (再掲)	★放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びと生活の場を提供するため、民設放課後児童クラブへの助成と公設の放課後児童クラブの運営を行います。	子育て支援課	(2)
I-11 (再掲)	★放課後児童クラブの環境改善	児童数や申込数の動向を見据えながら、放課後児童クラブの新規整備を推進します。	子育て支援課	(2)
I-17 (再掲)	★私立保育園施設の支援	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など特別な保育サービスを提供する私立保育園施設を支援します。	保育幼稚園課	(2)
I-20 (再掲)	★待機児童対策のための保育所等の整備	待機児童対策のため、事業者による施設整備を推進します。	子育て支援課	(2)
I-21 (再掲)	★待機児童対策のための地域型保育事業の推進	待機児童対策のため、事業者による地域型保育事業を推進します。	子育て支援課	(2)

基本目標VI 配慮を必要とするこども・子育て家庭への支援体制の整備

すべてのこどもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障されること等の権利を有しています。

こどもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべてのこどもが心身共に健やかに育成されるとともに、教育の機会が保障され、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするための施策を推進します。

〔基本施策〕

(1) 児童虐待防止対策の充実

こども家庭センターが保育所(園)・幼稚園・学校等と緊密な連携をとり、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭の早期把握と適切な支援への対応に努めるとともに、要支援児童及び要保護児童等への支援や児童虐待の予防等に包括的に取り組みます。

また、「要保護児童対策地域協議会」を組織し、児童虐待に係る情報の交換や、個別虐待ケースの解決方策の検討、啓発活動等に取り組むとともに、相談対応や援助技術の提供等により、相談体制の強化を図ります。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子及び父子並びに寡婦福祉法等の趣旨を踏まえ、ひとり親家庭等の現状を把握しつつ、母子・父子自立支援員による自立支援相談の充実を図るとともに、きめ細かな福祉サービスの展開と各種手当等の経済的な支援に取り組みます。

(3) 障がい児施策の充実

特別支援教員を全小中学校に配置し、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行います。

保育所(園)においては、公立・私立とも障がいの程度に応じて受け入れており、放課後児童健全育成事業においても受入れの拡充を図ります。

また、経済的負担の軽減を図るため、障がい児を対象とした在宅福祉サービスの提供等を行います。

(4) 経済的に困難なこどもの支援

貧困を理由とした就学困難な児童生徒に対して学用品費の支給をするほか、こども食堂や学習支援事業など、貧困家庭やひとり親家庭のこども及び保護者を対象とした支援活動を行う団体を支援します。

第4章 施策の展開

◆具体的事業◆

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
VI-1	児童虐待に対する相談の充実	社会福祉士や家庭相談員等が相談に応じ、適宜訪問相談等を実施します。	子育て支援課	(1)
VI-2	要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待対応のために法定協議会を設置し、代表者会議、実務者会議を定期的で開催するとともに、個別支援会議を随時開催します。児童相談所等の子育て関係機関との連携を図ります。	子育て支援課	(1)
VI-3	児童相談所との連携による児童虐待予防体制の強化	要保護児童対策地域協議会の実務者会議による要保護児童の早期発見、早期対応に努めます。	子育て支援課	(1)
VI-4	民生委員・児童委員、主任児童委員の活用による児童虐待防止	地域情報の共有を図るため、定期的に会議を開催し、主任児童委員との連携を図ります。	子育て支援課	(1)
VI-5	ひとり親家庭等医療費等の助成	ひとり親家庭等の父母等や児童の医療費、調剤費等の全部又は一部を助成します。	子育て支援課	(2)
VI-6	母子・父子自立支援員による母子家庭等の親に対する自立就業相談	ひとり親家庭の親等の自立就業相談等を実施します。	子育て支援課	(2)
VI-7	母子生活支援施設への入所	配偶者のない女子及び児童の監護が十分ではない場合や配偶者からの暴力により身の安全を脅かされた母子について母子生活支援施設等への入所を図ります。	子育て支援課	(2)
VI-8	発達障害児等療育支援事業	療育に関する相談支援や有資格者による心理、言語、運動機能に関する療育支援及び施設(保育所、幼稚園等)への巡回支援を実施します。	障がい者支援課	(3)
VI-9	巡回相談員の派遣	幼・保・小・中学校等を巡回し、特別に支援の必要な幼児、児童、生徒への指導内容、方法に関する助言を実施します。	学校教育課	(3)
VI-10	通級による指導	軽度の言語障害及びLDなどがある児童に、通級指導教室での指導を実施します。	学校教育課	(3)
VI-11	特別支援教員活用事業	通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症など、特別に支援が必要な児童生徒を支援するため、全小中学校に特別支援教員を配置します。	学校教育課	(3)
VI-12	特別支援教育総合推進事業専門家チーム会議	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する望ましい教育的支援を検討し、助言等を実施します。	学校教育課	(3)
VI-13	放課後児童健全育成事業での障がい児受入れ	障がい児を受け入れた放課後児童クラブに補助金を加算します。	子育て支援課	(3)
VI-14	障がい児在宅福祉サービスの提供	障がいのあるこどもが住み慣れた地域で生活できるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの利用に向けた支援を実施します。	障がい者支援課	(3)
VI-15	要保護・準要保護児童生徒への援助費の支給	経済的理由で就学困難な児童生徒に学用品費等を支給します。	学校教育課	(4)

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
I-16 (再掲)	障がい児保育	児童の健全な発達を支援するため、障がいを持っているものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。	保育幼稚園課	(3)
I-33 (再掲)	地域福祉活動団体支援事業	地域コミュニティの形成を目的として、地域のこども、その保護者及び地域住民等が食事を取りながら相互に交流を行う場を提供する市民活動団体等を支援します。	地域福祉課	(4)

第5章 教育・保育の内容と供給体制

1 教育・保育提供区域の設定

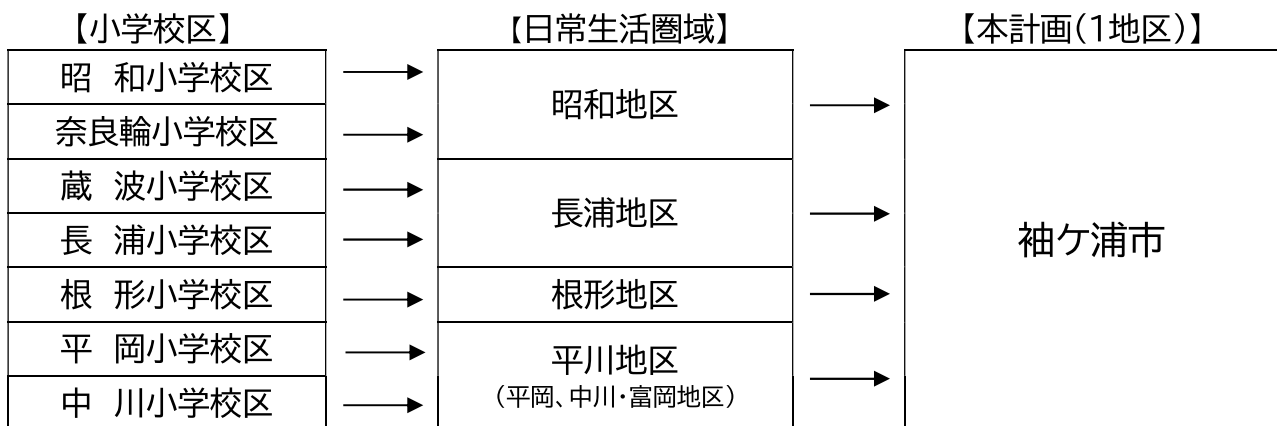
教育・保育提供区域については、子ども・子育て支援法第61条第2項に「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定めることとされています。

前期計画である「袖ヶ浦市子育て応援プラン(第2期)」においては、日常生活圏域等を踏まえ、昭和・長浦・根形・平川の4地区に区分して教育・保育サービスの提供体制等の現状を把握したうえで、今後の保育需要の増大に迅速かつ柔軟に対応するため、市内全域を一体とした提供区域を設定しました。

本計画においても、今後の人口動態の変化を見据え、引き続き市内全域を一体とした提供区域を設定とします。

袖ヶ浦市の教育・保育提供区域



2 子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス

(1)対象事業

国が示す基本指針に即し、本計画において「量の見込み」及び提供体制の「確保の内容」「実施時期」を定めるべき事業は以下の項目です。

対象事業		市で該当する事業	
■教育・保育			
(1)	教育標準時間認定	1号認定	幼稚園、認定こども園
(2)	保育認定①	2号認定	幼稚園、認定こども園
	保育認定②		保育所(園)、認定こども園
(3)	保育認定③	3号認定	保育所(園)、認定こども園、地域型保育
■地域子ども・子育て支援事業			
(1)	時間外保育事業	延長保育事業	
(2)	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ	
(3)	子育て短期支援事業	ショートステイ、トワイライトステイ※	
(4)	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター、なかよし広場・園庭開放	
(5)	一時預かり事業(幼稚園型)	幼稚園で実施している「預かり保育」	
	一時預かり事業(その他の一時預かり)	保育所(園)で実施している「預かり保育」「休日保育」及び「ファミリー・サポート・センター」のうち5歳以下の利用	
(6)	病児保育事業	病児保育、病児保育(体調不良児対応型)、病後児保育	
(7)	子育て援助活動支援事業	「ファミリー・サポート・センター」のうち小学生以上の利用	
(8)	利用者支援事業	利用者支援事業	
(9)	妊婦に対する健康診査	妊婦健康診査	
(10)	乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等	乳児家庭全戸訪問事業	
(11)	子育て世帯訪問支援事業	産前産後ヘルパー派遣事業	
(12)	親子関係形成支援事業	ラクイクセミナー	
(13)	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等包括相談支援事業	
(14)	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	こども誰でも通園制度(令和8年度より開始)	
(15)	産後ケア事業	産後ケア事業	
(16)	実費徴収に係る補足給付事業	副食材料費等の補助	

※ トワイライトステイについて、国の手引きでは「一時預かり事業 その他」に含むこととしていますが、本市ではショートステイとトワイライトステイを「子育て短期支援事業」として実施していることから、本事業で量の見込み等を算出します。
 ※ 上記事業のうち(8)～(16)はニーズ調査に基づき量の見込みを算出するものではなく、国の動向や市の実績を踏まえて今後の方向性を明記します。

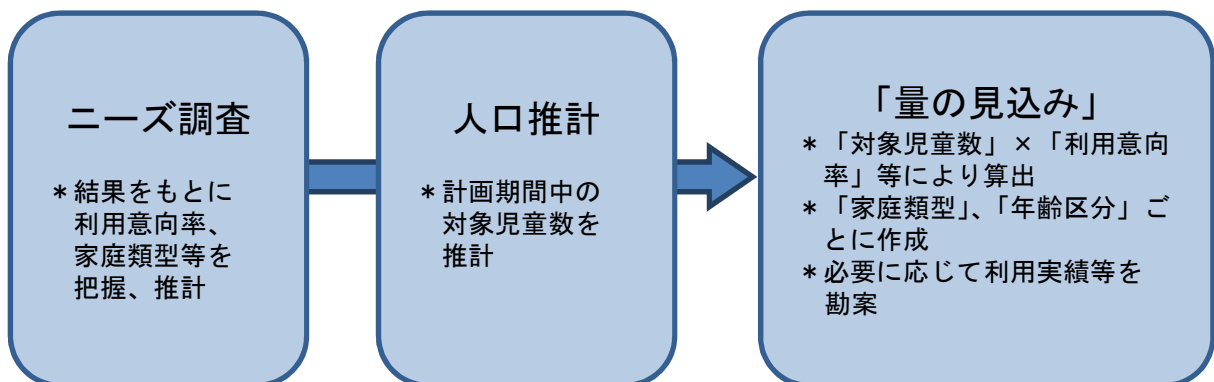
(2)量の見込みの算出方法

子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成する必要があります。

「量の見込み」の算出にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、令和5年度に「袖ヶ浦市子ども・子育て支援に関するアンケート調査(ニーズ調査)」を行い、国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に準じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行っています。

ただし、国が示す方法は、ニーズ調査結果から全国一律に推計値を算出するものであることから、市の実情と乖離することもあるため、それらのサービスについては、必要に応じて利用実績等を勘案するなどの方法を通じて量の見込みを算出します。

量の見込み算出のイメージ



3 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1)教育・保育認定

①保育の必要性に応じた支給認定

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります(子ども・子育て支援法第19条等)。

この認定については以下の3通りとなります。

教育・保育の認定区分

認定区分	給付内容	施設・事業
○1号認定 満3歳以上の幼児期の学校教育のみの就学前子ども (保育の必要性なし)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
○2号認定 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育を必要とする子ども)	保育短時間 保育標準時間	保育所(園) 認定こども園
○3号認定 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育を必要とする子ども)	保育短時間 保育標準時間	保育所(園) 認定こども園 小規模保育等

②保育の必要性の認定における就労下限時間の設定

保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。

本市では、保育短時間認定における就労時間の下限の設定について、これまでの利用状況を踏まえ、本計画期間中では64時間としています。

(2)各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

ニーズ調査及び人口推計等を元に算出した、各年度の教育・保育の量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

単位:人

	年齢	0歳児	1・2歳児	3～5歳児		
	認定	3号認定		2号認定	1号認定	
令和7年度	推計児童数	502	1,038	1,761		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	82	617	959	525
		(保育利用率)	16.3%	59.4%	54.5%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	435
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	96		
	確保方策合計(B)	188	620	1,060	775	
差(B-A)	106	3	101	250		
令和8年度	推計児童数	514	1,022	1,774		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	84	634	997	512
		(保育利用率)	16.3%	62.0%	56.2%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	225
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	115		
	確保方策合計(B)	188	639	1,060	565	
差(B-A)	104	5	63	53		
令和9年度	推計児童数	499	1,056	1,662		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	82	658	964	464
		(保育利用率)	16.4%	62.3%	58.0%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	225
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	134		
	確保方策合計(B)	188	658	1,060	565	
差(B-A)	106	0	96	101		
令和10年度	推計児童数	506	1,052	1,658		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	83	658	992	448
		(保育利用率)	16.4%	62.5%	59.8%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	225
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	134		
	確保方策合計(B)	188	658	1,060	565	
差(B-A)	105	0	68	117		
令和11年度	推計児童数	490	1,020	1,616		
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	80	638	998	423
		(保育利用率)	16.3%	62.5%	61.8%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	225
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	134		
	確保方策合計(B)	188	658	1,060	565	
差(B-A)	108	20	62	142		

(3)確保方策の考え方

令和4年9月に策定した平川地区幼児教育・保育施設整備計画に基づき、令和7年4月において、平川地区に私立の幼保連携型認定こども園が開設予定です。園内には、子育て支援センターが併設され、子育て親子が気軽に集い、交流できる地域の子育て支援拠点となります。

これに伴い、令和7年3月末をもって公立の吉野田保育所が閉所となり、また、令和8年3月末をもって公立の中川幼稚園が閉園となります。

これらの定員の異動を踏まえ、第3期計画期間中の教育・保育の確保方策の考え方は次のとおりです。

① 3号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）【0歳児、1・2歳児】

3号認定の0歳児、1・2歳児については、市内の保育所(園)、認定こども園、小規模保育事業所等において受入れを行います。

保育ニーズの伸びが見込まれる1・2歳児の利用定員の確保方策として、計画期間中において、新たな小規模保育事業所等の整備を推進するほか、既存施設の定員見直しや保育士確保により、受入可能人数の拡充を図ります。

② 2号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）【3～5歳児】

2号認定の3～5歳児については、市内の保育所(園)、認定こども園において受入れを行います。計画期間中において、新たな施設整備等の予定はありませんが、保育施設の利用率は上昇傾向にあることから、各施設の受入れ状況を注視してまいります。

③ 1号認定（学校教育を希望し認定を受けた就学前子ども）及び2号認定（学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた就学前子ども）【3～5歳児】

1号認定及び学校教育の利用希望が強い2号認定の3～5歳児については、市内の幼稚園、認定こども園において受入れを行います。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 国が示した方法に従って算出したニーズ量では、利用意向率と利用実績が大きく乖離していたため、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。
- 現在、家庭的保育(みらいっ子る一む)を除くすべての保育所(園)、認定こども園、小規模保育で実施しています。令和7年度から令和11年度にかけて施設の整備・開設を見込んでいることから、提供保育施設は増加する予定です。
- 引き続き年度ごとの利用状況を注視しながら適切な事業の実施に努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人(年間の実利用者数)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1,022	1,025	996	996	968
確保方策(B)	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
差(B-A)	8	5	34	34	62

(2)放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 放課後児童健全育成事業については、市内の小学校区(7校区)ごとに実施されています。
 - 低学年と高学年を合わせた市内全体のニーズは横ばいか微増傾向にあり、量の見込みについては、国が示した方法に従って算出したニーズ量から、学校区ごとに利用実績の推移を勘案して補正し、算出しました。
 - 奈良輪小学校区の利用児童数が増加傾向にあるため、児童数増加が見込まれる奈良輪小学校区に新たな放課後児童クラブを整備するとともに、利用定員の拡大を検討しながら対応していきます。今後の施設整備については、年度ごとの申込状況の推移を勘案しつつ各小学校区の利用ニーズから検討していきます。
- また、昭和小学校区は量の見込みが確保数を上回っているものの、令和11年度に向けて減少傾向となる見込みであるため、各年度の利用者数を注視しながら、面積基準等を考慮した弾力的な定員の受入れにより対応します。

〔量の見込みと確保方策〕

単位:人(月当たりの実利用者数)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	327	260	292	248	261
	2年生	247	312	249	278	237
	3年生	225	213	269	216	241
	4年生	168	178	168	213	172
	5年生	81	103	111	104	128
	6年生	62	55	71	75	73
	合計(A)	1,110	1,121	1,160	1,134	1,112
確保方策(B)		1,168	1,218	1,218	1,218	1,218
差(B-A)		58	97	58	84	106

(注)小学校区別の量の見込みの合計

〔提供区域別の量の見込みと確保方策〕

単位：人(月当たりの実利用者数)

昭和小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	52	45	59	47	45
	2年生	49	48	42	55	44
	3年生	51	44	44	38	50
	4年生	32	39	34	34	29
	5年生	22	19	24	21	21
	6年生	14	12	10	13	11
	合計(A)	220	207	213	208	200
確保方策(B)		203	203	203	203	203
差(B-A)		▲17	▲4	▲10	▲5	3

単位：人(月当たりの実利用者数)

奈良輪小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	111	88	101	87	90
	2年生	73	110	87	100	86
	3年生	59	60	91	72	83
	4年生	45	44	45	69	54
	5年生	8	25	25	25	35
	6年生	9	6	19	17	19
	合計(A)	305	333	368	370	367
確保方策(B)		320	370	370	370	370
差(B-A)		15	37	2	0	3

単位：人(月当たりの実利用者数)

蔵波小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	96	72	77	71	74
	2年生	82	92	69	74	68
	3年生	58	70	78	59	63
	4年生	59	48	58	64	49
	5年生	21	40	32	39	43
	6年生	22	16	31	25	30
	合計(A)	338	338	345	332	327
確保方策(B)		345	345	345	345	345
差(B-A)		7	7	0	13	22

第5章 教育・保育の内容と供給体制

単位：人(月当たりの実利用者数)

長浦小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	28	22	25	22	23
	2年生	21	24	19	21	19
	3年生	29	20	23	18	20
	4年生	13	24	16	19	15
	5年生	15	8	15	10	12
	6年生	5	10	5	10	7
	合計(A)	111	108	103	100	96
確保方策(B)		120	120	120	120	120
差(B-A)		9	12	17	20	24

単位：人(月当たりの実利用者数)

根形小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	14	14	10	11	10
	2年生	8	14	14	10	11
	3年生	9	8	14	14	10
	4年生	11	7	6	11	11
	5年生	3	6	4	3	6
	6年生	3	2	3	2	2
	合計(A)	48	51	51	51	50
確保方策(B)		60	60	60	60	60
差(B-A)		12	9	9	9	10

単位：人(月当たりの実利用者数)

平岡小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	10	7	8	4	6
	2年生	9	8	6	6	3
	3年生	7	7	6	5	5
	4年生	4	5	5	4	4
	5年生	1	2	3	3	2
	6年生	3	1	1	2	2
	合計(A)	34	30	29	24	22
確保方策(B)		60	60	60	60	60
差(B-A)		26	30	31	26	28

単位：人(月当たりの実利用者数)

中川小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	16	12	12	6	13
	2年生	5	16	12	12	6
	3年生	12	4	13	10	10
	4年生	4	11	4	12	10
	5年生	11	3	8	3	9
	6年生	6	8	2	6	2
	合計(A)	54	54	51	49	50
確保方策(B)		60	60	60	60	60
差(B-A)		6	6	9	11	10

(3)子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 国が示した方法に従って算出したニーズ量では、令和7年度から令和11年度にかけて利用意向が横ばいだったものの、実績値と大きく乖離していることから利用実績及び推計児童数にて補正し、量の見込みを算出しました。
- 現在、児童養護施設1か所と母子生活支援施設1か所の計2か所でショートステイ及びトワイライトステイを実施しており、現状の供給体制で量の見込みは充足できるものと見込んでいますが、引き続き年度ごとの利用状況をみながら適切に事業を実施していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日(年間延べ利用者数)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	ショートステイ	18	17	17	17	17
	トワイライトステイ	5	4	4	4	4
	合計(A)	23	21	21	21	21
確保方策	ショートステイ	18	18	18	18	18
	トワイライトステイ	5	5	5	5	5
	合計(B)	23	23	23	23	23
差(B-A)		0	2	2	2	2

(4)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 国が示した方法に従って算出したニーズ量では、利用意向率が低く、利用実績と大きく乖離があるため、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。
- 地域子育て支援拠点事業については、令和7年度から子育て支援センターを7か所、なかよし広場を3か所で実施予定です。近年の傾向として、利用者数は微増で推移していくことが想定されており、現状の供給体制で充足できるものと見込んでいます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日(年間延べ利用者数)、か所

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		19,565	19,507	19,736	19,766	19,160
確保方策 (利用者数)	子育て支援センター	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
	なかよし広場	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	合計(B)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
確保方策 (箇所数)	子育て支援センター	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
	なかよし広場	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	合計	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
差(B-A)		435	493	264	234	840

(5)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①一時預かり事業(幼稚園型)

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 国が示した方法に従って算出したニーズ量は、市の利用実績と大きく乖離した過大な推計であると想定されるため、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。
- 量の見込みは児童数の減少等の理由により横ばいか減少傾向にあります。
- 現在、長浦地区の私立幼稚園2か所で在園児を対象とした一時預かり事業を実施しており、現状の供給体制で量の見込みは充足できるものと見込んでいます。今後新たな幼稚園の整備は予定されていないため、既設の幼稚園での事業実施を継続していき、幼稚園等の保護者のニーズに応じて事業の検討を行います。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日(年間延べ利用者数)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	10,871	10,953	10,260	10,236	9,978
確保方策(B)	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
差(B-A)	129	47	740	764	1,022

②一時預かり(その他の一時預かり)

保育所(園)で実施している一時預かりや休日保育、登録した会員が利用できるファミリー・サポート・センターのうち、5歳以下の預かり保育に係る利用等の事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○国が示した方法に従って算出したニーズ量では、認定こども園等を定期的に利用する児童も対象となるなど、過大なニーズが算出されることから、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。

○現在の供給体制は、一時預かりが6か所(余裕活用型を除く)、休日保育が2か所、ファミリー・サポート・センターが1か所となっており、量の見込みは充足できるものと見込んでいますが、今後の利用状況などをみながら、新たに開設する施設での一時預かり事業や休日保育事業の実施について検討していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日(年間延べ利用者数)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		3,479	3,489	3,390	3,389	3,295
確保方策	一時預かり	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
	休日保育	90	90	90	90	90
	ファミリー・サポート・センター	160	160	160	160	160
	合計(B)	3,550	3,550	3,550	3,550	3,550
差(B-A)		71	61	159	161	255

(6)病児保育事業

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 国が示した方法に従って算出したニーズ量では、認定こども園等を定期的にご利用する児童も対象となるなど、過大なニーズが算出されることから、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。
- 保育所に入所している児童が利用できる病児保育(体調不良児対応型)が、令和4年度より新たに実施されるようになりました。
- 現在、病後児保育は2か所、病児保育は1か所、病児保育(体調不良児対応型)は3か所で実施しており、量の見込み及び確保方策は、病後児保育、病児保育は利用できる定員数及び開設日数で見込み、病児保育(体調不良児対応型)は該当の保育所の利用希望者が利用できるものとして見込んでいます。引き続き年度ごとの利用状況をみながら適切な事業の実施に努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位:人日(年間延べ利用者数)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	病後児保育	153	151	149	146	144
	病児保育	20	19	19	19	18
	合計(A)	173	170	168	165	162
確保方策(B)		3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
差(B-A)		2,947	2,950	2,952	2,955	2,958

単位:人日(年間延べ利用者数)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	病児保育(体調不良児対応型)	358	352	347	341	337
確保方策(B)		358	352	347	341	337
差(B-A)		0	0	0	0	0

(7)子育て援助活動支援事業(就学後)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業(ファミリー・サポート・センター事業)です。ここでは、就学児を対象として量の見込みと確保方策を設定します。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 国が示した方法に従って算出したニーズ量では、利用意向がみられなかったものの、毎年度一定数の利用者があることから、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。
- 市が運営するファミリー・サポート・センターで、「子育ての援助を受けたい方」(利用会員)と「子育ての援助を行いたい方」(提供会員)のマッチングを図ることにより、地域における有償の相互援助活動を実施していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位:人日(年間延べ利用者数)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	低学年	201	189	185	171	176
	高学年	55	55	56	56	54
	合計(A)	256	244	241	227	230
確保方策(B)		300	300	300	300	300
差(B-A)		44	56	59	73	70

(8)利用者支援事業

こども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○令和6年度からすべてのこどもとその家庭、そして妊産婦に対して、切れ目のない支援を提供することを目的としたこども家庭センターを新たに設置しました。量の見込みについては、令和6年度現在の実績である基本型とこども家庭センター型のそれぞれ2か所としています。今後も妊娠から出産、子育てにおけるそれぞれの段階に対応した相談や支援を行い、個々のニーズや状況に適した施設・事業の情報を提供します。

〔量の見込みと確保方策〕

単位:か所

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型※1	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型※2	1	1	1	1	1
	合計(A)	2	2	2	2	2
確保方策	基本型※1	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型※2	1	1	1	1	1
	合計(B)	2	2	2	2	2

※1 基本型:専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※2 こども家庭センター型:母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

(9)妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、母子健康手帳発行時に14回分の妊婦健診の受診券を発行し、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○量の見込みについては、利用実績及び将来人口推計から算出しました。

○定期的な妊婦健診の啓発を行うことにより、全数の保健指導を目指します。

〔量の見込みと確保方策〕

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象者数	582	597	579	587	569
	延べ受診回数	5,873	6,018	5,838	5,920	5,740
確保方策		単位：人、回 実施体制：県内医療機関（産婦人科・助産院など）、県外受診の場合は償還払い対応 検査項目：基本的な妊婦一般健康診査ほか 実施時期：妊娠8週から39週				

(10)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 量の見込みについては、各年度の0歳児の推計人口に対して近年の利用実績を乗じて見込みました。
- 新生児訪問として、生後2か月までに保健師・助産師が対象家庭を訪問し、必要な保健指導を行います。また、新生児訪問の期間に対象者の都合等により訪問がかなわなかった場合については、生後4か月までに主任児童委員による訪問を実施します。
- 今後も、対象者全数の訪問を目標として、異常の早期発見や新生児の療育上必要な発育、栄養、疾病予防等について訪問指導を行います。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	保健師・助産師による訪問	453	464	450	456	442
	主任児童委員による訪問	15	15	14	15	14
	合計	468	479	464	471	456
確保方策		実施体制：保健師・助産師、主任児童委員				

(11)子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 量の見込みについては、近年の利用実績を基にヘルパー回数及び利用者数を見込みました。
- 妊娠期又は産後期において、産前産後ヘルパーが家事、子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育ての援助を行います。
- 妊娠届等の際の周知を継続するとともに、必要な時にサービスを提供できる体制を維持すること等により、子育て家庭、妊産婦等の不安や負担を軽減します。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人、回

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	ヘルパー訪問回数	370	370	380	380	380
	利用者数	32	32	33	33	33
確保方策	利用者数	32	32	33	33	33

(12)親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方や知識を身に着けるため、講義やグループワーク等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成を支援する事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○こども家庭センターにおいて、発育や発達に応じ、親のして欲しいことや気持ちを上手く伝える方法等、楽しく子育てをするコツについて、一緒に考え、学ぶことができる子育て・しつけ教室（ラクイクセミナー）を開催します。平日は1クール全4回、年間4クール実施します。

○量の見込み及び確保方策は、上記日程セミナーの開催予定と令和5年度の利用者実績を基に見込みました。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：回、人

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	開催数	16	16	16	16	16
	参加者数	20	20	20	20	20
確保方策	参加者数	20	20	20	20	20

(13)妊婦等包括相談支援事業

妊婦、配偶者等に対して妊娠期に2回、産前産後に1回面談等を実施し、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための相談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進をする事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○こども家庭センターで妊婦等に対して少なくとも3回面談等を実施します。

○量の見込み及び確保方策は、国の手引きに基づき、妊婦届出数の推計値に相談回数の3回を乗じて算出しました。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人、回

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象者数	582	597	579	587	569
	面談回数	1,746	1,791	1,737	1,761	1,707
確保方策	面談回数	1,746	1,791	1,737	1,761	1,707

(14)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満の保育所等を利用していないこどもを月一定時間の範囲で、保育所等で預かりを行う事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 全国自治体で令和8年度から本格実施予定の新制度で、実施する教育・保育施設の選定が必要となります。
- 量の見込み及び確保方策は、国の手引きに基づき、令和8年度、令和9年度は月一人当たりの利用時間を3時間、令和10年度以降は月一人当たり10時間として量の見込み(必要定員数)を算出し、確保方策は見込みに対応できるよう算出しました。
- 保育ニーズの充足を優先としつつ、既存の教育・保育施設を活用して実施事業者の確保を行っていきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位:人日(延べ人数)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	/	12	12	37	34
確保方策	/	12	12	37	34

(15)産後ケア事業

産後1年未満までの母親と乳児に、医療機関等において心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を受けていただくことで、産後における心身の不調、育児への不安等の解消につなげるための事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○国の手引きに基づき、量の見込みを算出しました。なお、委託先の産科医療機関や助産師会の状況により受入数が変わるため、確保方策は令和5年度の受入実績を基に見込みました。

○利用ニーズを充足できる体制を確保できるよう委託先の医療機関等と連携して実施していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人、人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	産婦数	582	597	579	587	569
	延べ利用者数	20	20	20	20	20
確保方策	延べ利用者数	42	42	42	42	42

(16)実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である保護者のこどもが、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園で食事の提供を受けた場合において、当該保護者が支払うべき副食材料費に対して、全部又はその一部を補助します。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○基本指針による参酌標準はありませんが、利用者支援事業の実施や教育・保育の支給認定を行う際に、利用者のニーズを適切に把握するように努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

- 令和元年10月から副食材料費の補助を実施しています。
- 子ども・子育て支援新制度に移行していない、幼稚園を利用する保護者の所得や世帯の状況を確認するとともに、施設を通して事業の啓発を行います。

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制

幼児期の教育・保育は、次代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な役割があり、こどもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

本市では、増加する保育ニーズに対応するため、第5章の3「教育・保育の量の見込みと提供体制」における確保方策の考え方にに基づき、施設整備を進めていきますが、近年の傾向として児童数の減少に対して保育所の利用率は増加し、幼稚園の利用率は減少していることから、幼稚園、認定こども園それぞれの施設の特性を活かしつつ円滑に児童を受け入れる体制の構築を図ります。

また、認定こども園・幼稚園・保育所も含めた各施設間の情報共有や交流活動などの実施、認定こども園・幼稚園・保育所等から小学校への滑らかな接続のためのカリキュラムの活用など、より多面的な連携に努めていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育・保育無償化に伴い、私学助成幼稚園の利用料等、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象として「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付について引き続き、着実に進めてまいります。

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と緊密に調整を行い、連携を図ります。

7 放課後児童対策

(1)放課後児童対策について

放課後児童対策では、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充のため、「新・放課後子ども総合プラン」により、学校施設の活用や放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携促進が図られてきました。当該プランは、令和5年度末に終了しましたが、その理念や目標等を踏まえ、令和5～6年度の取組をまとめた「放課後児童対策パッケージ」を活用し、放課後児童対策の一層の強化が図られてきました。

本市においては、これまでの放課後児童対策の趣旨を踏まえ、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めるものとし、連携型^{※1}又は校内交流型^{※2}の整備を推進します。

※1 連携型：放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの
 ※2 校内交流型：「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの

(2)袖ヶ浦市行動計画

① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

児童数増加が見込まれる奈良輪小学校区に新たな放課後児童クラブを整備するとともに、利用定員の拡大も検討しながら、今後も申し込みに対して適切に対応できる環境を整えます。

〔量の見込みと確保方策【再掲】〕

単位：人(月当たりの実利用者数)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	327	260	292	248	261
	2年生	247	312	249	278	237
	3年生	225	213	269	216	241
	4年生	168	178	168	213	172
	5年生	81	103	111	104	128
	6年生	62	55	71	75	73
	合計(A)	1,110	1,121	1,160	1,134	1,112
確保方策(B)		1,168	1,218	1,218	1,218	1,218
差(B-A)		58	97	58	84	106

(注)小学校区別の量の見込みの合計

② 連携型・校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

奈良輪小学校区は、令和8年度において校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の試行実施を開始し、令和10年度中に試行実施の効果を検証して、その後の実施の方向性を検討します。

昭和小学校区、長浦小学校区は、令和11年度において引き続き校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施することを目標とします。

根形小学校区は令和7年度中に校内交流型での試行実施の結果を検証し、その後の実施の方向性を検討します。

その他の小学校区については利用者のニーズに基づいて計画的に推進します。

③ 放課後子ども教室の実施計画

・令和8年度 奈良輪小学校区で校内交流型の試行実施

・令和10年度 奈良輪小学校区での校内交流型の試行実施結果の検証

その他の小学校区については、放課後子ども教室を安全に運営できるスタッフの確保と、児童の安全確保に係る環境を整備し、利用者のニーズに基づいて計画的に推進します。

※放課後等に学校の教室等を利用する体験型学習等についても、この整備における放課後子ども教室とみなします。

④ 連携型、校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を図り、実施内容等の調整を行いながら、こどもたちのニーズに沿った一体的な運営を推進するため、運営委員会を設置します。実施にあたっては、放課後児童クラブの放課後児童支援員と放課後子ども教室のコーディネーターとが活動内容の検討や情報共有を行うために、小学校区ごとの定期的な打ち合わせの場を設けます。

また、放課後子ども教室を実施する際には、安全に児童が移動できるよう、環境を整えます。

⑤ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用について、関係部署と連携を図ります。

また、放課後子ども教室の実施に当たり、学校等との連携を図り、体育館、校庭等の一時利用について協議します。

⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る連携方策

教育委員会と子育て部局を中心に情報の共有化等に努めるとともに、市の関係各課、関係機関等との連携により、一体的、総合的な放課後児童対策を推進します。

⑦ 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応

放課後児童クラブについては、障がい児の受入れを実施しており、放課後子ども教室においても、活動を希望する児童の受入れを促進します。

また、ひとり親家庭や生活保護世帯等に対して、放課後児童クラブ運営事業者が減免した利用料金の助成を行うことにより経済的支援を行います。

⑧ 放課後児童クラブの役割を更に向上させていくための方策

事業の実施主体である子育て部局が、放課後児童クラブの支援員を対象とした研修を実施し、支援員の資質向上を図ることにより、社会性の習得や発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」としての放課後児童クラブの役割を更に向上させていきます。

第6章 計画の推進体制

1 計画推進体制の構築

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・防犯などの様々な施策分野にわたります。このため、こども施策に関わる関係部課間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

また、計画の策定にあたっては、市民の代表、学識経験者、関係機関等によって構成される「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」に審議を諮り、計画策定後は、同会議において、各年度における計画の進捗状況の把握・点検と、子育て支援についての問題提起・提案を行い、その結果をその後の対策や計画の見直しなどに反映させていきます。

2 関係機関との連携強化

本計画は、児童福祉にとどまらず、教育、保健、都市計画、産業経済など、市内の様々な関係課にわたること、また、5年間の計画的な取組みが必要であることから、市内の子育て支援に関わる団体や児童相談所、保健所、教育機関、警察などとの連携を強化するとともに、市内の連絡・調整に取り組んでいきます。

3 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定、変更にあたっては、広報紙、ホームページにより、広く市民に周知するとともに、進捗状況についても毎年、公表するものとします。

4 事務・事業評価と事業の見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

本計画を推進する関係課が中心となり、毎年度実施する「子育てアンケート」による市民意識の経年的変化を踏まえ、個別事業の毎年の進捗状況を点検・評価し、これを公表します。その結果を基に、PDCAサイクルでより効率的で効果的な施策の推進を目指します。

資料編

1 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例

(平成 25 年9月 27 日条例第 30 号)

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第1項の規定に基づき、袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議(以下「子育て支援会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て支援会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関して審議し、意見を述べること。
- (4) 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)の規定に基づく市町村行動計画に関して審議し、意見を述べること。
- (5) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議し、意見を述べること。

(組織)

第3条 子育て支援会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 事業主
- (6) 労働者
- (7) 子どもの保護者
- (8) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て支援会議に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、子育て支援会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て支援会議の会議(以下この条及び第8条において「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て支援会議の庶務は、市民子育て部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則(略)

2 袖ヶ浦市子育て応援プラン検討委員会設置要領

(設置)

第1条 一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現するための施策及び事業を体系的に盛り込み、計画的に実施することを目的とし、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく次世代育成支援行動計画を子育て応援プランとして一体的に策定するにあたり、検討及び調整を行うため、袖ヶ浦市子育て応援プラン(第3期)検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画策定に係る検討及び調整に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員会の委員長は、市民子育て部長をもって充てる。

3 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民子育て部子育て支援課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年5月28日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

- (1) 市民子育て部長
- (2) 企画政策課長
- (3) 財政課長
- (4) 職員課長
- (5) 資産管理課長
- (6) 防災安全課長
- (7) 市民協働推進課長
- (8) 健康推進課長
- (9) 地域福祉課長
- (10) 障がい者支援課長
- (11) 高齢者支援課長
- (12) 保育幼稚園課長
- (13) 商工観光課長
- (14) 都市整備課長
- (15) 土木管理課長
- (16) 土木建設課長
- (17) 教育総務課長
- (18) 学校教育課長
- (19) 生涯学習課長
- (20) スポーツ振興課長

3 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議委員名簿

任期:令和6年4月1日~令和7年3月31日

No	氏名	所属等
◎ 1	中島 緑	清和大学短期大学部
2	加藤木 好美	千葉県君津健康福祉センター地域保健課
3	高梨 勝智	木更津警察署 生活安全課
4	中村 和博	千葉県君津児童相談所
5	塚本 勝彦	袖ヶ浦市自治連絡協議会
6	本田 とよ子	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会 民生委員児童委員
○ 7	齊藤 智枝	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
8	藤田 桂子	子ども発達支援センター たのしみ
9	大久保 和佳奈	NPO法人子どもるーぶ袖ヶ浦
10	杉谷 乃百合	子育て支援センターぱる(昭和保育園)
11	渡邊 政彦	袖ヶ浦市小中学校教頭会
12	神崎 保	袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園
13	武井 千尋	みどりの丘保育園
14	門井 祐介	放課後児童クラブ(有限会社すみれ福祉会)
15	大熊 賢滋	袖ヶ浦市商工会
16	細谷 由子	JAきみつ女性部袖ヶ浦支部
17	馬場 武敏	連合千葉南総地域協議会
18	大塚 紗代	保護者推薦委員
19	田畑 絢子	保護者推薦委員
20	佐藤 弘之	公募

◎:会長 ○:副会長

4 計画の策定経緯

年月日	策定経緯・検討事項
令和6年1月18日 ～1月31日	袖ヶ浦市子ども・子育て支援に関するアンケート調査(ニーズ調査)の実施
5月20日	令和6年度 第1回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1)子ども・子育て支援施策について (2)子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査結果報告について (3)その他
6月3日～7月5日	令和6年度子育てアンケート調査の実施 ※毎年度同時期に実施
7月23日	令和6年度 第1回袖ヶ浦市子育て応援プラン検討委員会 (1)袖ヶ浦市子育て応援プランの策定について (2)子どもと子育て家庭を取り巻く状況について (3)子育て応援プランの進捗状況と今後の課題について
7月25日	令和6年度 第2回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1)袖ヶ浦市子育て応援プラン(第2期)の進捗状況報告等について (2)私立幼稚園の新制度移行について (3)子育て応援プラン(第3期)の策定について
9月27日	令和6年度 第2回袖ヶ浦市子育て応援プラン検討委員会 (1)次期計画の骨子案について (2)量の見込みについて (3)次世代育成支援行動計画事業作成について (4)その他
10月28日	令和6年度 第3回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1)子育てアンケートの結果について (2)次期計画の骨子案について (3)次世代育成支援行動計画に係る計画事業について (4)教育・保育の量の見込み及び定員等の確保方策について (5)その他
11月12日	令和6年度 第3回袖ヶ浦市子育て応援プラン検討委員会 (1)袖ヶ浦市子育て応援プラン(案)について (2)その他
12月18日	令和6年度 第4回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1)袖ヶ浦市子育て応援プラン(案)について (2)その他
月 日～ 月 日	袖ヶ浦市子育て応援プラン(第3期)(案)に関するパブリックコメントの実施
令和7年 月 日	令和6年度 第5回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1)パブリックコメントの結果について (2)特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について (3)その他

袖ヶ浦市
子育て応援プラン(第3期)
〔次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画〕
令和7(2025)年3月

発行 袖ヶ浦市

企画・編集 袖ヶ浦市 市民子育て部 子育て支援課

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

TEL:0438-62-3286

FAX:0438-62-3877
